

## 犬山市省エネ家電設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅への省エネ家電製品の設置を行う者に対し、その経費の一部を補助することにより、エネルギー価格の高騰に伴う市民生活の負担軽減を図るとともに、熱中症対策を目的として交付する犬山市省エネ家電設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅、共同住宅及び長屋の住戸並びに併用住宅の住宅部分をいう。
- (2) 既存住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しない住宅をいう。
- (3) 住戸 住宅における各住居1戸のことをいう。
- (4) 省エネ基準達成率 J I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）C9901に基づく省エネ基準達成率をいう。
- (5) 省エネ家電製品 エアコンディショナーであって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 目標年度が令和9年度である省エネ基準達成率が100パーセント以上であること。
  - イ 新品であること。
  - ウ リース品でないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、省エネ家電製品を住宅に設置した個人で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請者及び申請者の属する世帯の構成員がいずれも昭和36年4月1日以前に出生した者であること。
- (2) 第5条の申請の日において、犬山市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記載された住所に1年以上継続して居住していること。
- (3) 第5条の申請の日において、申請者の属する世帯の構成員が、納期限が到来している犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税を完納していること。
- (4) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象建物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請者が居住する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする省エネ家電設置に関し、国からの他の補助金等の交付を受け、又は受ける見込みがないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電製品本体の購入に要した費用（設置、配送、附属品の購入等に係る経費、既設の機器の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

3 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき1台に限る。

(交付の申請)

第5条 申請者は、令和8年5月1日から令和9年2月26日までの間に犬山市省エネ家電設置補助金交付申請書兼請求書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項が全て記載されている補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し

ア 購入日

イ 購入店名

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用及びその内訳

(2) 購入した省エネ家電製品の型番及び製造番号が記載された製造事業者が発行する保証書の写し

(3) 同意書兼誓約書(様式第2)(申請者及びその属する世帯の構成員が署名し、又は記名押印したのみに限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは犬山市省エネ家電設置補助金交付決定通知書(様式第3)により、不適当と認めるときは犬山市省エネ家電設置補助金不交付決定通知書(様式第4)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、同項の交付決定(以下単に「交付決定」という。)をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第11条の規定による実績報告は、第5条の規定による交付申請をもって、これに代えることができる。

(交付の条件)

第8条 市長は、交付決定をするに当たっては、補助金の交付の目的

を達成するため、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長が、補助対象設備の使用状況及びその他の事項について確認及び検査等を求めたときは、これに協力すること。
- (2) 市長が、補助金の交付の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、市長が指定する期日までに市長に提供すること。
- (3) 交付決定後 6 年間継続して、交付決定者が補助対象建物に居住すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - ア 療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合
  - イ その他市長が必要と認める場合
- (4) その他市長が必要と認める条件  
(交付決定の取消し)

第 9 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載する等の補助金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (2) 前条の交付の条件に違反したとき。
- (3) この要綱、関係法令等に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、犬山市省エネ家電設置補助金交付決定取消通知書（様式第 5）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 前条第 2 項の通知を受けた者は、市長が定める期日までに、当該通知に係る補助金を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、交付決定後 6 年以内に補助対象建物に居住しなくなったときは、市長が定める期日まで

に、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、次条の申請を行い、市長が特に返還の必要がないと認めるときは、この限りでない。

（申請義務）

第 1 1 条 交付決定者は、第 8 条第 3 号ただし書の場合に該当したときは、犬山市省エネ家電設置補助金交付状況変更承認申請書（様式第 6）を速やかに市長に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第 1 2 条 交付決定者は、交付決定後 6 年を超えない期間内において、補助金の交付を受けた補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 7）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（委任）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に購入する省エネ家電製品の設置について適用する。
- 3 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助額
5万円以上10万円未満	1万円
10万円以上15万円未満	2万円
15万円以上	3万円